

5月定例教育委員会会議 議事録

令和元年5月16日
午後2時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝教育長
大谷佐知子委員
安達友基子委員

谷口学教育長職務代理者
和泉慎次委員

欠席委員

福田知弘委員

出席説明員

橋本敏子学校教育部長
大江慶博教育監
植田聡学校教育部次長指導室長兼務
生駒靖子教育政策室長
草場敦子教育センター所長
市川泉教育政策室参事
中井建志指導室参事・指導主事
長八七代中央図書館長
上田祥代教育政策室主幹
藤本一久少年自然の家所長

木戸誠地域教育部長
道場久明学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉地域教育部次長
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長
野口晃正保健給食室参事
小西正晃まなびの支援課長
桑名裕子地域教育部参事
曾谷俊弘まなびの支援課長代理

記録者

松下麻希子教育政策室主査

5月定例教育委員会会議 議事録

午後2時30分 開会

- 原田勝教育長 　ただ今から5月定例教育委員会会議を開催いたします。
福田委員は所用により欠席されます。
署名委員に谷口教育長職務代理者を指名いたします。
記録者に松下教育政策室主査を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 市川泉教育政策室参事 　本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名です。
- 原田勝教育長 　それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 　異議なし。
- 原田勝教育長 　異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。
- 一 傍聴者入場 一**
- 原田勝教育長 　それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第1号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 小西正見まなびの支援課長 　日程第1 報告第1号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。
吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成31年4月10日付けで、1名の委員の解嘱につきまして、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。
被解嘱者は、大西智子様で、大西様は吹田市立学校校長会からの推薦として委嘱しておりましたが、辞任願が提出されたものでございます。
辞任の理由といたしましては、推薦団体の学校校長会の役員改選によるものでございます。
後任につきましては、本日の日程第4、議案第3号にて提案させていただきます。
以上、簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。
- 原田勝教育長 　それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
- 全委員 　異議なし。
- 原田勝教育長 　異議なしと認め、報告第1号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を承認します。
- 原田勝教育長 　次に、日程第2 議案第1号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

日程第2 議案第1号「吹田市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の社会教育委員の委嘱につきましては、新任の方3名と5月31日をもって任期満了となる4名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、吹田市社会教育委員被委嘱者名簿を御覧ください。

森田直樹様は、吹田市立古江台中学校の校長先生で吹田市立学校校長会から御推薦いただきました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、手島肇様は、府立吹田高等学校の校長先生で吹田市の公立高等学校の代表でございます。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、尾崎孝様は、吹田市青少年指導員会会長をされており、吹田市青少年指導員会から御推薦をいただきました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、田中勲様は、再任委員で、吹田市PTA協議会会長をされておりました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、岡田千あき様は、再任委員で、大阪大学大学院人間科学研究科准教授をされており、大阪大学大学院から御推薦をいただきました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、松尾信之介様は、再任委員で、大阪学院大学経済学部講師をされており、大阪学院大学から御推薦をいただきました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

次に、川上光男様は、再任委員で、吹田市青少年指導員会会長をされておりました。

委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が9名、女性が3名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第1号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

次に、日程第3 議案第2号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

日程第3 議案第2号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、5月31日をもって任期満了となる2名の方について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

はじめに、岸一地区公民館の本田智生様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの10か月間でございます。

次に、吹田南地区公民館の原宏治様は、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年6月1日から令和2年3月31日までの10か月間でございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を令和2年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第2号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第4 議案第3号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正見まなびの支援課長

日程第4 議案第3号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、吹田市公民館運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

佐々木康雄様は、吹田市立山田第五小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。

委嘱期間は、前任者の残任期間であります、令和元年5月17日から令和

2年5月31日まで委嘱するものでございます。

先に日程第1、報告第1号にて申し上げました、吹田市公民館運営審議会委員の解嘱と今回の委嘱によりまして、公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が9名、女性が2名で合計11名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第3号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第5 議案第4号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」及び日程第6 議案第5号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第5 議案第4号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」及び日程第6 議案第5号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

はじめに、日程第5 議案第4号、吹田市立図書館協議会委員の解嘱についてでございますが、山口廣治様は学校教育関係者の選出区分で、吹田市立学校校長会の代表として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、推薦団体の吹田市立学校校長会の役員改選によるものでございます。

続きまして、日程第6 議案第5号、吹田市立図書館協議会委員の委嘱につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、次のページの被委嘱者名簿を御覧ください。

このたび委嘱いたしますのは、欠員補充の2名についてでございます。

植田京子様は、吹田市立片山小学校の校長先生で吹田市立学校校長会より御推薦を頂きました。選出区分は学校教育関係者でございます。

酒井睦美様は、吹田市立山田中学校の校長先生で吹田市立学校校長会より御推薦をいただきました。選出区分は学校教育関係者でございます。

以上2名の方でございます。

なお、委嘱期間につきましては、植田京子様は令和元年5月17日から前任者の残任期間であります令和元年11月30日まででございます。

酒井睦美様は、令和元年6月1日から前任者の残任期間であります令和元年11月30日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして委員構成は、男性6名、女性4名になります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、議案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

桑名裕子地域教育部参事

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第4号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」及び議案第5号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第7 議案第6号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

藤本一久少年自然の家所長

日程第7 議案第6号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の委嘱は、4月定例教育委員会会議で、解嘱の御承認をいただきました、田中実様の後任の委員を委嘱するものです。

恐れ入りますが、23ページの、吹田市立少年自然の家運営審議会委員被委嘱者名簿をお願いいたします。

被委嘱者の開康壽様は、吹田市立青山台中学校の校長で、吹田市立学校校長会から御推薦を頂きました。

委嘱期間につきましては、現在の少年自然の家条例第12条第5項では、補欠委員の任期は、前任者の残任期間ととなっておりますが、昨年の市議会11月定例会で、令和2年4月1日から、指定管理者による管理となる事が議決されたため、令和元年5月17日から令和2年3月31日までとなります。

なお、今回の委嘱による、少年自然の家運営審議会の委員数は、男性10名、女性5名の、計15名でございます。

以上簡単な御説明ですが、御審議いただき御承認いただきますようお願いいたします。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第6号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第8 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第7号「吹田市立吹田南小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」及び議案第8号「吹田市立桃山台小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

野口晃正保健給食室参事

日程第8 議案第7号「吹田市立吹田南小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」及び議案第8号「吹田市立桃山台小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」を一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第7号、吹田市立吹田南小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について、御説明申し上げます。

本件は、議会の議決を得ようとしている契約でございます。購入契約内容について説明させていただきます。

27ページを御覧いただきたいと存じます。

本契約の概要につきましては、吹田市立吹田南小学校の給食調理室の改修工事に伴い、給食調理室の厨房用備品としてガス回転釜、電気式食器消毒保

管庫、ガス式立体炊飯器、冷凍庫、包丁・まな板消毒保管機、3槽シンクなど厨房用備品を購入するものでございます。

納期につきましては、令和元年6月臨時会議決後に着手し、令和元年9月22日までの完了となっております。

契約金額は21,492,000円でございます。

納入者につきましては、過日の指名競争入札により、吹田市青葉丘南6番9-301号ACE厨設株式会社に決定いたしました。

なお、資料として29ページから32ページに備品購入概要、営業の沿革、納入実績書、財務諸表等を添付いたしております。

以上が、その概要でございます。

次に、議案第8号、吹田市立桃山台小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について御説明申し上げます。

本件は、議会の議決を得ようとしている契約でございます。購入契約内容について説明させていただきます。

35ページを御覧いただきたいと存じます。

本契約の概要につきましては、吹田市立桃山台小学校の給食調理室の改修工事に伴い、給食調理室の厨房用備品として食器洗浄機、ガス回転釜、電気式食器消毒保管庫、器具消毒保管庫、フードスライサー、ガス式立体炊飯器など厨房用備品を購入するものでございます。

納期につきましては、令和元年6月臨時会議決後に着手し、令和元年9月22日までの完了となっております。

契約金額は31,968,000円でございます。

納入者につきましては、過日の指名競争入札により、吹田市青葉丘南6番9-301号ACE厨設株式会社に決定いたしました。

なお、資料として37ページから40ページに備品購入概要、営業の沿革、納入実績書、財務諸表等を添付いたしております。

以上が、その概要でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第7号「吹田市立吹田南小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」及び議案第8号「吹田市立桃山台小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」を承認します。

次に、日程第9 教育長報告を議題とします。

内容は、いじめに関する状況報告についてです。

事務局の説明を求めます。

日程第9 教育長報告事項「いじめに関する状況報告について（平成30年度3学期末）」御報告申し上げます。

41ページの教育長報告事項を御覧ください。

吹田市における平成30年度3学期末のいじめに関する状況について御報告させていただきます。なお、全国、大阪府につきましては、夏以降の公表

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

原田勝教育長

中井健志指導室参事・指導主事

になりますので、公表されましたら再度御報告させていただきます。

43ページ、1 いじめの認知件数の推移についてを御覧ください。

表の見方としましては、各枠内で上段が件数、中段のカッコ内が解消率、下段が千人率です。

平成29年度と比べますと、本市では小学校で29件増加し232件、中学校で14件減少し156件、認知しております。

小学校につきましては、校長指導連絡会をはじめ教頭指導連絡会、生徒指導主事会等で「いじめを積極的に認知し、組織的に対応すること。」を周知しており、教職員のいじめに対する意識が高まってきていることが認知件数増加の要因であると考えております。

また、中学校においては、平成29年度、積極的な認知により大幅に増加したことから、既に意識が高まっており、早期発見、早期解決を目指して取り組んでいる結果であると認識しております。

続いて、2 いじめの解消率についてですが、昨年度と同様に低く、小学校では65.5%、中学校では76.9%であり、小学校では80件、中学校では36件が解消に向けて取組中です。

これは、各校がいじめ解消の定義を理解し、適切に対応している結果であると認識しております。

いじめ解消の定義については、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、これは3か月が目安となっております。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされていることとされています。

なお、年度を跨いだいじめ事案についても、継続して調査しており、1学期末には100%を目指しております。

各学校では、いじめ事案に対して適切に対応し、丁寧な見守りを行っております。

今後も見守り期間中だけではなく、見守り期間後も、被害にあった児童生徒に寄り添い、組織的な再発防止に努めるよう、働きかけてまいります。

次に、44ページ、3 いじめの態様についてですが、2学期同様、小・中学校とも「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多く生起しております。

また、小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の項目が昨年度の同時期に比べ、多く認知されております。

先ほどお伝えしたとおり、本年度、小学校のいじめ認知件数は増加しておりますが、各校から報告を受けているいじめのほとんどが軽微なものであり、これらの項目の増加については、いじめの積極的な認知が、教職員に浸透している結果だと肯定的に捉えております。

「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が、数年前から増加しており、全国的な課題となっておりますが、吹田は本年度減少傾向です。

ネット等でのいじめの未然防止の取組として、各校の生徒指導担当者で構

成される生徒指導主事会におきまして、昨年度に、情報モラル教育の小中一貫教育カリキュラムを作成し、今年度から実施する予定でございます。

最後に、4 教育センターにおけるいじめ相談件数についてですが、電話相談、スクールカウンセラーへの相談（中学校）が増えております。

改定された、いじめの防止等のための基本的な方針には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいじめの相談・通報の窓口であることを周知する必要がある、と明記されておりますので、平成29年度より、各学校で周知を徹底しておりますが、引き続き相談しやすい環境整備に努めてまいります。

昨年度に引き続き、今年度も、いじめ対応をテーマとした管理職研修や生徒指導主事会等での事例検討を行い、いじめに対して学校が組織的に適切に対応できる体制を再度確認してまいります。

今後も、各校の校内に設置されているいじめに対応する委員会が、学校の実情に即してきちんと機能することにより、いじめの未然防止・早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者

3か月程度の経過を見ていたということで、年度を跨いだという説明でしたけれども、6年生が卒業した場合のような、学校が変わった状況ではどのような対応をされているか説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

小学校の場合は、中学校と連携を図り、その後の状況を確認しております。中学校を卒業した場合におきましても、引き続き保護者と連絡を取るなどをして、見守りを続けております。

原田勝教育長

今の説明について、仮に中学校が公立の中学校ならば連絡が比較的取りやすいですが、例えば私立あるいは遠方の中学校に行かれた場合の対応を説明してください。

中井健志指導室参事・指導主事

私立中学校に行かれていても、引き継ぎの際に小学校と連携を図ることを確認している場合は、中学校と連絡を取っています。そうでない場合に関しましても、保護者と連携を図るという形で継続して見守りを続けております。

原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

原田勝教育長

御意見がないようですので、これで教育長報告を終わります。

原田勝教育長

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉 会 午後2時55分